

## 2004 年年次報告より抜粋

### 医療及び科学研究目的で使用する大麻に関する統制（文頭数字は段落数で、原文に対応）

165. 大麻は、1961 年の単一条約の付属書 及び に記載される薬物である。同条約の第 3 条に従って、付属書 に記載される薬物は、特に乱用の対象になりやすく、それに伴って悪影響が生じるとされるものである。1990 年代末以降、大麻または大麻抽出物の医療的な有効性に関する科学的調査が、カナダ、ドイツ、オランダ、スイス、英国、米国など、複数の国で進められている。

166. INCB は、2004 年、そのような調査を実施しているとされる国と連絡を取り、その調査結果を提出するよう要請した。これまでに提出された回答によると、大麻または大麻抽出物に関する医療的な有効性の有無については、まだ十分に確認されていないとの調査結果が出ている。従って、INCB は、医療目的による大麻使用の有効性に関する最終的な結論が出ていないことから、カナダ、オランダ、米国及びその管轄地域において、大麻を医療目的で使用することに對する懸念を表明するものである。 INCB は、これまでの報告書に記載されている通り、その点に関する十分な科学的調査を実施すべきであり、その調査資料が整い次第、INCB、WHO 及び関連国際機関に提出すべきであると考えている。

167. 1961 年の単一条約の第 23 条及び第 28 条は、大麻の生産を目的とした大麻栽培を法的に認めている国に対し、生産された大麻を研究目的に限定して使用する場合であれ、国内大麻監視機関を設置するよう規定している。INCB は、英国政府が、国内大麻監視機関を 2004 年末までに設置することを計画しており、スイス政府が、国内大麻監視機関の設置に関する法的基盤の構築を進めていることに注目している。

168. INCB は、大麻または大麻抽出物の医療的な有効性に関する調査を実施している国もしくは大麻の医療目的による使用を認めている国の政府が、1961 年の単一条約に従って、大麻または大麻抽出物の生産、輸入、輸出及び使用に関する評価及び統計報告書を所定の期限までに提出することが、難しい状況にあることに懸念を抱いている。INCB は、該当国の政府に対し、関連する条約規定の履行が義務付けられていることを忘れてはならず、当該規定を確実に遵守するために必要な手段を講じるよう、繰り返し要請している。

### 大麻に関するオランダ政府の政策

216. オランダ政府は、2004 年 8 月、大麻に関する政策に対する重要かつ大幅な変更を実施する旨を INCB に報告した。大麻に関する省庁間の政策文書において、オランダ政府は、乱

用者と地域社会のいずれにとっても、「大麻は無害ではない」ことを認め、「大麻の街頭売買、麻薬入手目的の観光旅行及び大麻の栽培に関する対策」の重要性を強調し、「コーヒーショップ軒数の減少」が続いている点を指摘している。その事例は、公共政策の客観的評価を適用する上で望ましいケースと言える。

217. オランダ政府は、現在、コーヒーショップが、違法薬物取引を支えているという点で「非がないとは言えず」、薬物関連犯罪の防止という面でも不十分な状況にあることを認めている。さらに、コーヒーショップの存在によって、同国の薬物政策に対する評価が総体的に低下する恐れがあることも指摘している。

218. オランダ政府は、各地方自治体に対し、大麻政策を補強するために、コーヒーショップに関する政策を確実に実施するよう要求している。オランダ政府の意図は、学校の近所及び国境地帯に所在するコーヒーショップの軒数を減少させるとともに、無統制のコーヒーショップに関する対策を講じることにある。さらに、地方自治体と協力して、特に国境地帯における麻薬入手目的の観光旅行に対する規制措置も講じる予定である。

219. オランダ政府は、危険性の高い集団を対象を限定した大麻乱用防止キャンペーン及びマスメディアを通じて、12歳から18歳の若者に対象を限定した3年に渡る年間反麻薬キャンペーンを含む、大麻乱用防止に関する行動計画を実施することも表明している。さらに、大麻乱用者に対する治療を強化することも計画している。オランダにおけるテトラヒドロカナビノール(THC)を多量に含む大麻(「ネーデルワイアット」、「ダッチスカンクウィード」などと称される)の違法栽培に関し、オランダ政府は、大麻栽培の誘因をできる限り低下させる制裁措置の併用を目的として、行政法及び刑法の執行に関する2つの方式からなる政策を提案している。特にオランダ政府は、検察当局に関する新たな指針を策定し、大麻栽培者に対する訴訟を迅速に行なう基礎を確立することを重視しており大規模な違法大麻栽培に対する量刑を引上げ5年以上の禁固刑を科する計画があると述べている。

220. INCB は、オランダ政府が、大麻に関する国際薬物統制条約の完全な遵守という正しい方向を目指す上で、重要な第一歩を踏み出したことを歓迎するものである。オランダ政府が、大麻の乱用、栽培及び密売によって、健康上の問題と社会的問題が生じることを認めたとこの事実は、オランダのみならず、他のあらゆる地域と国においても重要なことである。INCB はオランダ政府に対し、国際薬物統制条約の規定に反するコーヒーショップの軒数を減少させるために、追加措置を講じるよう要請している。

221. 大麻乱用が健康に悪影響を及ぼすという証拠が新たに提示された点を考慮し、INCB はWHO に対し、その問題に関する調査を要請している。